寄附金を支出された個人の皆様へ

平成 28 年 2 月 社会福祉法人 尾道市社会福祉協議会

個人の寄附については、それぞれの寄附金控除が、次のように受けられます。

1、 所得税

① 寄附をした個人は、確定申告により次の限度内での**所得控除**が受けられます。 (所得税法第78条第2項第3号該当)

寄附金額とその年分の所得金額の40%のいずれか低い方の金額 −2,000円

② 寄附をした個人は、確定申告により次の限度内での**税額控除**が受けられます。 (租税特別措置法第41条の18の3該当)

尾道市社会福祉協議会は、尾道市より平成 27 年 10 月 1 日に『税額控除対象法人』の 証明を受けました。

(税額控除対象寄附金-2,000円) ×40%=控除対象額

※ただし、控除が受けられる寄附金の合計額は、その年の総所得金額等の 40%に相当する額が限度です。また、税額控除対象額は、所得税額の 25%です。

※この控除を受ける場合には、同封の領収書に加え税額控除に係る証明書を添付して 申告する必要があります。(証明書は尾道市社協のホームページからダウンロードできます)

(上記の①、②は、いずれかの選択になります)

2、 県民税、市町民税

法人に対する寄附金は、広島県の個人県民税及び尾道市の個人市民税の税額控除の対象 となる寄附金として指定されています。寄附金税額控除の内容、手続き等については以下 のとおりです。

支払った寄附金が県及び市町双方の寄附控除の適用を受ける場合は、10%の控除 (県民税 4%+市民税 6%) が適用されます。

次の計算式により算出された金額が、個人県民税の税額から控除されます。ただし 2,000円以下の寄附金については、控除されません。

(法人に対し支払った寄附金額-2,000円)×4%・・・県民税

(法人に対し支払った寄附金額-2,000円)×6%・・・市民税

※尾道市以外にお住まいの方は、市民税の控除が受けられない場合があります。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

3、 控除を受けるためには、確定申告が必要です。

所得税(国税)の寄附金控除と住民税(個人市県民税)の寄附金税額控除の両方の適用を 受けるためには、所得税の確定申告を行う必要があります。

※申告に当たっては、法人に対し寄附金を支払ったことを証明するもの(法人が発行する『寄附金受領証明書』または、『領収書』など)が必要です。